

## 企画建設常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和3年4月27日(火) 第3委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 吉川遂也副委員長 横路政之 堀井秀昭 政野太 五島誠  
松本みのり
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 俵啓介議会事務局議事調査係長
5. 説明員 なし
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 なし
8. 会議に付した事件
  - 1 正副委員長の互選について
  - 2 所管事務調査について

-----  
午後1時30分 開 議

○俵啓介議会事務局議事調査係長 ただいまより企画建設常任委員会を開会いたします。庄原市議会委員会条例第9条第2項の規定に基づき、委員長・副委員長は委員会において互選されることとなっております。委員長が選挙されるまでの間は、庄原市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長委員が委員長の職を行うこととなっております。出席委員中、堀井秀昭委員が年長の委員でありますので御紹介いたします。それでは堀井委員、よろしく願いいたします。

〔堀井秀昭委員 委員長席へ〕

○堀井秀昭臨時委員長 それでは御指名でございますので、委員長が決まるまでの間、私が臨時の委員長を務めさせていただきます。

### 1 正副委員長の互選について

○堀井秀昭臨時委員長 早速ですが協議事項に入ります。議題1、正副委員長の互選についてであります。まず、委員長の互選を行いたいと思います。方法についてお諮りいたします。どのような方法によって決定するか、委員の御意見を伺いたいと思います。五島委員。

○五島誠委員 立候補でよろしいのではないのでしょうか。

○堀井秀昭臨時委員長 立候補がよろしいという御意見がございましたが、他にありませんか。では、そのように決定したいと思います。どなたか立候補の意思がある方。桂藤委員。

○桂藤和夫委員 前回までは林委員長のもとで副委員長をさせていただいたので、先輩議員もいらっしやいますし、できれば委員長をさせていただいて、微力ですけれども頑張らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○堀井秀昭臨時委員長 他に立候補はございませんか。ないようでございますので、それでは桂藤和夫議員を委員長に決定いたします。

〔桂藤和夫委員 委員長席へ〕

○桂藤和夫委員長 それでは皆様方の御賛同いただけたのだろうということで、委員長に拝命されました桂藤でございます。本当に微力でございますけれども皆様の御協力いただきながら、2年間、委員長としての務めをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。それでは引き続きまして、副委員長の互選を行いたいと思っておりますけれども、方法についてお諮りします。どのような方法により決定するか、委員の御意見を伺いたいと思っております。五島委員。

○五島誠委員 こちらも立候補がよろしいのではないのでしょうか。

○桂藤和夫委員長 今、立候補という案がございましたが、これに異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 どなたか手を挙げられる方がいらっしゃれば、いかがでしょうか。堀井委員。

○堀井秀昭委員 立候補の表明がないようなので、推薦にはどうかと思います。

○桂藤和夫委員長 そういう御意見ですが、異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 それでは推薦により決定したいと思います。堀井委員。

○堀井秀昭委員 吉川委員を副委員長に推薦したいと思います。

○桂藤和夫委員長 ただいま堀井委員から、吉川遂也委員を副委員長にという推薦がございましたけれども、これに異議はないのでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 吉川委員の承諾の御意向を聞いていなかったのです。

○吉川遂也委員 せっかく御推薦いただきましたので承諾させていただきます。よろしくお願います。

〔吉川遂也委員 副委員長席へ〕

○桂藤和夫委員長 それでは決定されました吉川副委員長から一言御挨拶をお願いいたします。

○吉川遂也副委員長 新人で全く知識もないところで、せっかく御推薦いただきましたので、1から勉強させていただきまして、先輩議員の皆さんに教えていただき、務めを果たさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

---

## 2 所管事務調査について

○桂藤和夫委員長 それでは続きまして、議題2、所管事務調査の件を議題とさせていただきます。事務局から説明をさせます。

○俵啓介議会事務局議事調査係長 一般選挙後初の委員会でありまして、新人議員の方もいらっしゃいますので、簡単な説明からさせていただきます。所管事務調査につきましては、地方自治法第109条第2項において、常任委員会は、その部門に属する当該地方公共団体の事務に関する調査を行うよう規定されております。この所管事務調査権は、執行者から議案の提出があり、議会から付託されて審査する受動的な任務とは異なり、委員会が自主的に所管事務を取り上げ、積極的に調査を行う権限のことでありまして、委員会の自主的な決定により行うことができ、本会議の干渉を受けない委員会固有の権限となっております。ただし、この調査活動につきましても、議案審査と同様に、原則、会期中に限られております。ただし、会期中に調査が終了せず、継続して調査の必要がある場合は、閉会

中の継続調査の手続を本会議において御議決いただき、閉会中も委員会として調査活動ができるものであります。このたび初の委員会ということで協議事項とさせていただきますが、6月定例会までの5月中に調査を必要とするものがあれば、本日、所管事務調査項目を設定していただき、閉会中の継続調査の手続を議長へ提出いたしますが、特になければ、本日は委員会を終了されてもよろしいかと思えます。参考までに前回、第4期市議会の委員会での調査項目をレジュメに掲載しておりますので、御確認していただければと思えます。以上です。

○桂藤和夫委員長 　　ただいま事務局から説明を受けましたけれども、5月中に調査を行うようであれば、手続をとらせていただきますけれども、ないようであれば6月定例会の委員会で再度協議したいと思います。御意見がございますでしょうか。五島委員。

○五島誠委員 　　本日、市長の御挨拶の中にもかんぼの郷の件がございましたので、そこだけは5月中に何があるかわかりませんし、入れておいたほうがいいのではないのでしょうか。

○桂藤和夫委員長 　　今、五島委員からそのような御意見をいただきましたけれども、皆様いかがでしょうか。何か御意見ございますか。政野委員。

○政野太委員 　　今の五島委員の提案に賛成でして、ただ、前回のような市内の大型宿泊施設の運営についてという大まかなことではなくて、本当にかんぼの郷庄原のことについてということで限定されてもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○桂藤和夫委員長 　　そのような御意見がございましたけれども、かんぼの郷の庄原の件という形で、所管事務調査の中に入れておくべきだという御意見が多数でございますけれども、それでよろしいでしょうか。堀井委員。

○堀井秀昭委員 　　事務局へ聞きたいのですが、きょうの追加議案に入れられますか。

○俵啓介議会事務局議事調査係長 　　はい。

○堀井秀昭委員 　　ならいい。

○桂藤和夫委員長 　　間に合うようですので、そのような形で取り計らせていただければと思えますので、今回は、かんぼの郷の件を所管事務調査の項目として出させていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

○俵啓介議会事務局議事調査係長 　　議運が本日終了してしまいましたので、議運にかけることはできないのですが、議長へ提出しまして、議長から議会へ追加日程として諮られます。本会議で議題とするかどうかを改めて諮ってもらうことになります。

○桂藤和夫委員長 　　可能かどうかわかりませんが、できるようであればそういう形で対応させていただければと思えますので、御理解をいただきたいと思えます。ほかになければ6月定例会で再度、所管事務調査につきましても議論をしていただければと思えますので、そのように取り計らいをさせていただきます。以上で本日の企画建設常任委員会を散会とさせていただきます。どうもありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

午後1時45分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

企画建設常任委員会

臨時委員長

委員長